

## 国立大学法人大阪大学基本給表等の適用に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程等に定める基本給表等の適用関係について定めることを目的とする。

### (基本給表及び基本年俸表の適用)

第2条 次の各号に掲げる基本給表及び基本年俸表の適用については、この細則の別表第1に定めるところによる。

- (1) 国立大学法人大阪大学教職員給与規程の別表第1から別表第3に定める基本給表
  - (2) 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程の別表第1から別表第3に定める基本給表
  - (3) 国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
  - (4) 国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程の別表第1に定める基本年俸表
  - (5) 国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
  - (6) 国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
  - (7) 国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の別表第1から別表第4に定める基本年俸表
  - (8) 国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程の別表第1及び別表第2に定める基本年俸表
- 2 次の各号に掲げる指定職基本給表の適用については、この細則の別表第2に定めるところによる。
- (1) 国立大学法人大阪大学教職員給与規程の別表第4に定める指定職基本給表
  - (2) 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程の別表第4に定める指定職基本給表

### 附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成19年7月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行日の前日において指定職基本給表を適用されている部局長は、当該任期（施行日以後に当該部局長に引き続き再任された場合の任期を含まない。）が満了するまでの間、第2条の規定にかかわらず、従前の例により指定職基本給表を適用するものとする。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。